

議案第三十九号

港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年七月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十七年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二条」を「第三条第一項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第十六号）の施行による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するため、本案を提出いたします。